

新規にDPC対象病院となる病院の基準について

1. 中医協資料より抜粋

○新たにDPC対象病院となる病院の基準について

新規にDPC対象病院となる病院の基準については、診療報酬調査専門組織DPC評価分科会において、急性期入院医療を提供する病院として具備すべき要件等に関する技術的検討を行うこととし、その結果を踏まえ検討してはどうか。

2. 急性期入院医療を提供する病院として具備すべき要件について

次のような観点から検討してはどうか

○十分な看護体制を有する病院であること

例 ・ 看護配置基準

○いわゆる急性期医療を担う病院であること

例 ・ 救急患者の受け入れ状況

- ・ 入院外来比率、紹介率
- ・ 特定集中治療室管理料の算定状況
- ・ 新生児特定集中治療室管理料の算定状況
- ・ 救命救急入院料の算定状況
- ・ 急性期（特定）入院加算の算定状況
- ・ 地域医療支援病院入院診療加算の算定状況

○在院日数について

例 ・ 当該病院の疾患毎の平均在院日数

○その他の考えられる要件について

例 ・ D104 病理診断料

・ L009 麻酔管理料

・ 画像診断管理加算 等の算定状況

3. 診療録管理体制及び情報システムに関する要件について

○診療録管理体制について

例 ・ A207 診療録管理体制加算の算定状況

○情報システムについて

例 ・ 標準レセ電算マスターに対応したデータの提出を含め、
「7月から10月までの退院患者に係る調査」に適切
に参画できること